

1

スポーツ関係法令等

○スポーツ基本法

(平成二十三年六月二十四日)
スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百四十一号)の全部を改正
(法律第七十八号)

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。さらに、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現することを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類

及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。
- 3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用にあたっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるにあたっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条 削除

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用を努めるものとする。

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を

含む。以下この項において同じ。)の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体(第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。)その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。)の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実を図られるよう努めなければならない。

- 2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。
- 3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。第二十九条の五第一項において同じ。）、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツの公正及び公平の確保等

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名

称で設立された法人をいう。)その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第二十九条の四 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等)

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合

においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

(スポーツの振興のために必要な資金等)

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

- 2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。
- 3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二三年政令第二三一号で平成二三年八月二四日から施行)

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二四法律六七)抄

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則中略

附 則 (令和七年六月二〇日法律第七一号)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中スポーツ基本法第二十六条の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定(「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。)及び同条第三項の改正規定(「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。)並びに同法第三十三条第一項第一号の改正規定は、令和十三年一月一日から施行する。

(令和七年政令第三〇二号で令和七年九月一日から施行)

○スポーツ基本法施行令

(平成二十三年七月二十七日)

(政令第二百三十二号)

スポーツ基本法施行令をここに公布する。

スポーツ基本法施行令

内閣は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第九条第二項及び第三十三条第一項の規定に基づき、スポーツ振興法施行令（昭和三十七年政令第百七十六号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

（平二七政三二八・一部改正）

（法第三十三条第一項の規定により国が補助する経費の範囲及び補助額）

第二条 法第三十三条第一項第一号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、開催地の都道府県において要する国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。

2 法第三十三条第一項第二号に掲げる経費について同項の規定により国が補助する場合の経費の範囲は、都道府県が行う全国的な規模のスポーツ事業その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に必要な審判員の謝金及び旅費、通信運搬費その他の当該事業の実施に直接必要な経費とし、当該経費に係る補助の額は、文部科学大臣が定めるものとする。

（平二六政一二五・令元政一八〇・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月二十四日）から施行する。

附 則 （平成二六年三月三十一日政令第一二五号）

この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一八日政令第三二八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附 則 （令和元年一二月一日政令第一八〇号） 抄

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

○平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例

昭和 40 年 3 月 31 日

条例第 13 号

最終改正 令和 7 年 9 月 19 日条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設(以下「体育施設等」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、体育の普及振興を図り、もつて市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設等を設置する。

2 体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平塚市立王御住運動広場	平塚市岡崎 3, 269 番地の 63
土沢野球場	平塚市上吉沢 1, 689 番地の 1
土沢多目的広場	平塚市上吉沢 1, 689 番地の 1
平塚市立軟式庭球場	平塚市田村九丁目 25 番 1 号
平塚市立桃浜町庭球場	平塚市桃浜町 34 番 18 号
湘南ひらつかパークゴルフ場	平塚市上吉沢 1, 579 番地の 1
大神スポーツ広場	平塚市大神四丁目 20 番 16 号
江陽中学校運動場夜間照明施設	平塚市浅間町 8 番 1 号
太洋中学校運動場夜間照明施設	平塚市高浜台 7 番 1 号
浜岳中学校運動場夜間照明施設	平塚市龍城ヶ丘 4 番 26 号
金目中学校運動場夜間照明施設	平塚市南金目 1, 013 番地の 2
大住中学校運動場夜間照明施設	平塚市城所 649 番地
旭小学校運動場夜間照明施設	平塚市河内一丁目 4 番 1 号
真土小学校運動場夜間照明施設	平塚市西真土四丁目 3 番 1 号
横内小学校運動場夜間照明施設	平塚市横内 2, 687 番地
八幡小学校運動場夜間照明施設	平塚市東八幡三丁目 8 番 1 号

(利用承認)

第 3 条 体育施設等を利用しようとする者は、教育委員会に申し込み、その承認を受けなければならない。

(利用制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、体育施設等の利用を承認してはならない。

(1) 善良な風俗その他公の秩序を害するおそれがあると認められるもの

- (2) 営利又は宣伝を目的とするもの
 - (3) 体育施設等及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるもの
 - (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるもの
 - (5) 管理上支障があると認められるもの
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用が不適當と認められるもの
- (利用条件)

第5条 教育委員会は、第3条の規定により体育施設等の利用を承認する場合において管理上特別な条件を付けることができる。

(利用期間)

第6条 体育施設等の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用時間の延長制限)

第7条 利用開始後の利用時間の延長は、これを認めない。ただし、学校運動場夜間照明施設以外の施設については、他に支障のない場合に限り教育委員会は、これを承認することができる。

(承認目的以外の利用禁止)

第8条 第3条の規定により体育施設等の利用の承認を受けた者は、その利用承認に係る利用目的以外に利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、その利用条件を変更し、利用承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第5条の規定に基づく利用条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこれに基づく規則の規定による申込み又は届出等に虚偽又は不正があつたとき。

(入場制限等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、体育施設等への入場を拒否し、若しくは退場を命じ、又は利用を制限することができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第11条 利用者及びその補助者並びに利用者の利用目的に応じて入場した者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に体育施設等及び附属設備その他器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他器具等を当該施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく体育施設等及び附属設備に貼紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (6) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (7) 係員の指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(特別設備の設置等)

第 12 条 体育施設等の利用に当たっては、特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えることができない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第 13 条 利用者は、前条ただし書の規定により特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えた場合には、利用後、直ちに原状に復さなければならない。第 9 条(同条第 4 号による場合を除く。)の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止された場合も、また同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合には、教育委員会が利用者に代わってこれを執行する。この場合においてこれに要した費用は、利用者の負担とする。

(利用者の損害賠償義務)

第 14 条 利用中に体育施設等及び附属設備その他器具等に破損又は滅失を生じたときは、何人の行為によるを問わず、利用者は、教育委員会の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料の納付)

第 15 条 体育施設等(土沢多目的広場を除く。次条において同じ。)の利用については、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定めるとおりとする。

3 使用料は、利用承認を受けるときに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 16 条 公用又は公益のために体育施設等を利用する場合において教育委員会が特に認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 17 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなつたとき。

(2) 第 9 条(同条第 4 号による場合を除く。)の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したとき。

(3) 利用期日前 10 日までに利用の取消しを届け出て、教育委員会が正当な理由があると認めたとき。

2 第 9 条第 4 号に該当する場合に同条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会は、既納の使用料を還付しなければならない。

(管理上の入室等)

第 18 条 利用者は、係員が管理上の必要により入室又は入場を要求した場合には、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第 19 条 教育委員会は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育施設等の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 体育施設等の利用の承認等に関する業務
- (2) 体育施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他教育委員会が定める業務

2 前項の場合における第 3 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定等)

第 20 条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に体育施設等の管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 体育施設等の利用に関し、住民の平等な利用が確保できるものであること。
- (2) 体育施設等の管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 体育施設等の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 21 条 指定管理者は、次に掲げる基準により、適正に体育施設等の管理を行わなければならない。

- (1) 法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則を遵守すること。
- (2) 体育施設等の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。
- (3) 体育施設等の管理に関し知り得た利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。

(指定管理者の告示)

第 22 条 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又は指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付則省略

附則省略

別表第 1(第 15 条関係)

屋外体育施設使用料

区分	使用料				摘要
王御住運動広場	1 時間 300 円				平塚市民及び平塚体育協会所属会員以外の者が利用する場合は、左の額の倍額を徴収する。
土沢野球場	1 時間 1,000 円				
軟式庭球場	1 時間 1 コート 250 円				
桃浜町庭球場	1 時間 1 コート 600 円				
湘南ひらつか パークゴルフ場	個人	大人	65 歳以上	1 回につき 200 円	1 1 回とは、18 ホールの利用をいい、18 ホールに満たない場合であつても、18 ホール利用したものと同みなす。 2 小人とは、中学生以下の者(これに準ずる者を含む。)をいう。
				1 日につき 500 円	
			65 歳未満	1 回につき 400 円	
				1 日につき 500 円	
		小人		1 回につき 200 円	
				1 日につき 250 円	
	団体(8 人以上)	大人	1 人 1 回につき 200 円		
		小人	1 人 1 回につき 100 円		
大神スポーツ広場	1 時間 250 円				平塚市民及び平塚体育協会所属会員以外の者が利用する場合は、左の額の倍額を徴収する。

備考 超過利用時間については、規定使用料の 2 割相当額を加算する。

別表第 2(第 15 条関係)

学校運動場夜間照明施設使用料

区分	使用料	摘要
江陽中学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
太洋中学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
浜岳中学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
金目中学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
大住中学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
旭小学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
真土小学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
横内小学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。
八幡小学校運動場夜間照明施設	1 回 3,000 円	1 回の利用時間は、2 時間 30 分とする。

○平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 40 年 3 月 31 日

教委規則第 4 号

最終改正 令和 7 年 9 月 16 日教委規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例(昭和 40 年条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用期間等)

第 2 条 体育施設の供用期間及び供用時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、供用期間及び供用時間を変更することができる。

2 学校運動場夜間照明施設の供用期間及び供用時間は、教育委員会が別に定める。

第 3 条 削除

(利用の申込み)

第 4 条 条例第 3 条の規定により体育施設等の利用の承認(以下「利用承認」という。)を受けようとする者は、別表第 2 に定める申込期間内に体育施設等利用申込書(第 1 号様式)により(湘南ひらつかパークゴルフ場の利用承認を受けようとする者にあつては利用の当日に口頭により)教育委員会に申込みをしなければならない。ただし、緊急の必要による場合その他教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用承認)

第 5 条 教育委員会は、利用承認をするときは、体育施設等利用承認書(第 2 号様式)(湘南ひらつかパークゴルフ場の利用の申込みを受けたときにあつては湘南ひらつかパークゴルフ場利用券(第 2 号様式の 2))を交付する。

(利用取消届)

第 6 条 利用者は、体育施設等(湘南ひらつかパークゴルフ場を除く。第 8 条第 1 項及び第 11 条において同じ。)の利用を取り消そうとするときは、遅滞なく体育施設等利用取消届(第 1 号様式)に前条の規定により交付された承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届け書の提出を受けたときは、その取消理由を検討し、正当な理由があると認めるものには、使用料の還付等について決定し、体育施設等利用取消承認書(第 2 号様式)を交付する。

(利用の取消し及び停止の通知)

第 7 条 教育委員会は、条例第 9 条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止する場合は、体育施設等利用承認取消・停止通知書(第 3 号様式)を直ちに交付する。

(特別の設備)

第 8 条 体育施設等を利用する場合において特別の設備を設け、又は既存の設備を変更しようとする者は、その設置又は変更の内容を記載した仕様書を第 4 条の申込書に添えなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による仕様書の添付があつたときは、その設置又は変更の目的及び内容を検討し、その適否を決定し、その旨を第 5 条の承認書に記載するものとする。

(利用時間の延長)

第 9 条 条例第 7 条ただし書の規定により、利用時間の延長の承認を受けようとする者は、体育施設利用時間延長申込書(第 1 号様式)に第 5 条の規定により交付された承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合において他に支障がないと認めるときは、体育施設利用時間延長承認書(第2号様式)を交付する。

3 教育委員会は、利用時間の延長を承認した場合には、延長利用時間に対して延長使用料を直ちに徴収する。この場合において、延長利用時間が1時間に満たないときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(破損・滅失届)

第10条 利用者及びその補助者並びに入場者は、体育施設等及び附属設備その他器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第11条 利用者は、体育施設等の利用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、必要によりその点検を受けなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第16条の規定による使用料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

(1) 本市が直接利用するとき。 免除

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が体育目的のために利用するとき。 免除

(3) 神奈川県教育委員会が体育行事のために利用するとき。 免除

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づき療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が湘南ひらつかパークゴルフ場を利用するとき。 免除

(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が湘南ひらつかパークゴルフ場を利用するとき。 免除

(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が湘南ひらつかパークゴルフ場を利用するとき。 免除

(7) 市内各種体育協会が主催して大会のために利用するとき。 5割減額

(8) 本市が後援して行う体育行事等のために利用するとき。 5割減額

(9) 本市が他の市町と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者が、その協定に定める体育施設を利用するとき。 5割減額

2 前項各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の減免申請)

第13条 使用料の減額又は免除を受けようとする者(湘南ひらつかパークゴルフ場を利用しようとする者を除く。)は、第4条の申込書に減額又は免除の理由を記載し、必要に応じて当該理由を証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者(湘南ひらつかパークゴルフ場を利用しようとする者に限る。)は、減額又は免除の理由を記載した書類に必要に応じて当該理由を証する書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前条第1項第4号から第6号までの規定により使用料の免除を受けようとする者は、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示をもって、当該申請に代えることができる。

(使用料の還付)

第14条 教育委員会は、第6条第2項の規定により承認書を交付し、又は第7条の規定により通知書を交付したときは、使用料の還付について必要な手続を執るものとする。

(指定管理者の公募の公表)

第15条 教育委員会は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 指定管理者を公募する体育施設等の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の基準及び期間
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) その他必要な事項

(指定管理者の指定の申請)

第16条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(第4号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類及び法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 教育委員会が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書
- (4) 管理を行う体育施設等に関する業務の収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(協定の締結)

第17条 指定管理者の指定を受けたものは、教育委員会と体育施設等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の承認及び取消しに関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
- (5) 管理業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第18条 条例第19条第1項の規定により、指定管理者に体育施設等の管理に関する業務を行わせる場合における第4条から第9条まで、第13条及び第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	第1号様式	第1号様式に準じて別に定める様式
	教育委員会	指定管理者
第5条	教育委員会	指定管理者
	第2号様式	第2号様式に準じて別に定める様式

第 6 条第 1 項	第 1 号様式	第 1 号様式に準じて別に定める様式
	教育委員会	指定管理者
第 6 条第 2 項	教育委員会	指定管理者
	使用料の還付等について決定し、 体育施設等利用取消承認書(第 2 号 様式)	体育施設等利用取消承認書(第 2 号様式に準 じて別に定める様式)
第 7 条	教育委員会	指定管理者
	第 3 号様式	第 3 号様式に準じて別に定める様式
第 8 条第 1 項	第 4 条の申込書に添えなければ	指定管理者に提出する第 4 条の申込書に添え て教育委員会に申請しなければ
第 8 条第 2 項	第 5 条の承認書	指定管理者が交付する第 5 条の承認書
第 9 条第 1 項	第 1 号様式	第 1 号様式に準じて別に定める様式
	教育委員会	指定管理者
第 9 条第 2 項	教育委員会	指定管理者
	第 2 号様式	第 2 号様式に準じて別に定める様式
第 9 条第 3 項	教育委員会は、	教育委員会は、指定管理者が
第 13 条第 1 項	第 4 条の申込書	指定管理者に提出する第 4 条の申込書
第 14 条	教育委員会は、	教育委員会は、指定管理者が

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付則省略

附則省略

別表第1(第2条関係)

体育施設の供用期間及び供用時間

1 平塚市立王御住運動広場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日までの日曜日、土曜日及び休日。	午前6時から午後6時まで。ただし、土曜日は、午後零時から午後6時までとする。

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この表において同じ。

2 土沢野球場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎週火曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで

3 土沢多目的広場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日までの日曜日、土曜日及び休日。	午前9時から午後5時まで

4 平塚市立軟式庭球場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎月第2月曜日、第4月曜日及び第5月曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで。ただし、7月及び8月は、午前9時から午後7時までとする。

5 平塚市立桃浜町庭球場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎週月曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで

6 湘南ひらつかパークゴルフ場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで。ただし、毎週火曜日(当日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)を除く。	午前9時から午後5時まで。ただし、7月及び8月は、午前9時から午後6時までとする。

7 大神スポーツ広場

供用期間	供用時間
1月5日から12月27日まで	午前6時から午後6時まで

別表第 2(第 4 条関係)

区分	申込期間
平塚市王御住運動広場の利用承認	利用期日の属する月の前月の 2 日から利用当日まで
土沢野球場の利用承認	同
土沢多目的広場の利用承認	同
平塚市軟式庭球場の利用承認	同
平塚市桃浜町庭球場の利用承認	同
大神スポーツ広場の利用承認	同
江陽中学校運動場夜間照明施設の利用承認	利用期日の属する月の前月の 2 日から利用期日前 7 日まで
太洋中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
浜岳中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
金目中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
大住中学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
旭小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
真土小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
横内小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同
八幡小学校運動場夜間照明施設の利用承認	同

第1号様式(第4条、第6条、第9条関係)

体育施設等利用申請届書・体育施設利用時間延長申込書

(提出先) 平塚市教育委員会			年 月 日
申請者 住 所		氏 名	
電 話		氏 名	
連絡先 氏 名		電 話	
大会・行事名			
利 用 種 目		利用予定人数	人
利 用 施 設 等 内 訳			
最高入場料		円	円
処理欄			
還付料金振込先			

第2号様式(第5条、第6条、第9条関係)

体育施設等利用承認書・体育施設利用時間延長承認書
 承認
 取消承認
 体育施設等利用

年 月 日 指令番号 様 平塚市教育委員会		印
大会・行事名		
利用種目		利用予定人数 人
利用施設等内訳		
最高入場料		円 円
処理欄		
還付料金振込先		
現金領収書 領収書番号 使用料 算出金額 減額 加算 充当 納入金額 上記のとおり領収しました。 年 月 日 平塚市出納員 印 現金取扱員		

NO.

湘南ひらつかパークゴルフ場利用券

（1日券、1回券、団体券の別）（大人、小人、65歳以上の別）（ 人分）

年 月 日

当日限り有効

円

平塚市教育委員会

第3号様式(第7条関係)

体育施設等利用承認取消・停止通知書

年 月 日

次のとおり ☐取り消し ☐停止 する

平塚市教育委員会

印

申 込 人

住所(所在地)

氏名(代表者)

利用承認施設名

承認日時

取消し、停止の理由

使用料の還付

☐還付する ☐全部 _____ 円(還付については、別に通知します。)

☐一部 _____ 円

☐次の理由により還付しない

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例第 20 条第 2
項の規定により、 の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

○平塚市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則

昭和 50 年 9 月 25 日

教委規則第 6 号

最終改正 令和 8 年 1 月 30 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広く市民の社会体育の健全な普及及び発展を図るため、平塚市立小学校及び中学校の運動場、体育館、体育室、柔剣道場及びクラブハウス(以下「学校体育施設」という。)を教育上支障のない範囲内において市民の利用に供することについて必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定等)

第 2 条 学校体育施設(附属設備その他器具等を含む。以下同じ。)を市民の体育目的に利用させる学校(以下「開放校」という。)は、別表に定めるとおりとする。

2 学校体育施設において開放する体育種目等は、次の各号に掲げる施設についてそれぞれ当該各号に定めるものその他教育委員会が施設の利用に支障がないと認めるもののうちから、開放校ごとに別に定める。

- (1) 運動場 軟式野球、ソフトボール、軟式庭球、サッカー及び陸上競技
- (2) 体育館 バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン、剣道及び体操
- (3) 体育室 卓球、バドミントン、剣道及び体操
- (4) 柔剣道場 柔道及び剣道
- (5) クラブハウス 体育関係に関する会議

3 学校体育施設の開放時間は、次に定めるとおりとする。ただし、特別の事由があるときは、これを伸長し、又は短縮することができる。

(1) 運動場にあつては、日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、江陽中学校運動場、太洋中学校運動場、浜岳中学校運動場、金目中学校運動場、大住中学校運動場、旭小学校運動場、八幡小学校運動場、真土小学校運動場及び横内小学校運動場にあつては、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例(昭和 40 年条例第 13 号)第 3 条の規定により教育委員会が学校運動場夜間照明施設の利用承認をした日及び時間は、この限りでない。

(2) 体育館、体育室、柔剣道場及びクラブハウスにあつては、日曜日、土曜日及び休日は午前 9 時から午後 9 時までとし、これら以外の日は午後 6 時から午後 9 時までとする。

4 前項各号に規定する日であつても、特別の事由があるときは、これを開放しないことができる。

(開放校を利用することができる者の資格及び登録)

第 3 条 開放校を利用することができる者は、市内に居住し、勤務し、又は在学する者であらかじめ教育委員会に登録したものでなければならない。

2 前項の規定による登録(以下「利用登録」という。)は、同項に規定する者で組織する団体によりこれを行うものとする。ただし、居住地を通学区域とする開放校に限る利用登録は、個人でこれを行うことができる。

(利用登録)

第 4 条 利用登録を受けようとする者は、学校体育施設開放利用登録申請書(第 1 号様式)に、別に定める書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、審査の上、その適否を決定し、利用登録を決定したものについては、学校体育施設開放利用登録簿(第2号様式)に登録するとともに、学校体育施設開放利用登録証(第3号様式。以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定により登録証を交付したときは、学校体育施設開放利用登録通知書(第4号様式)によりその旨を開放校(個人の利用登録にあつては、該当開放校)の校長に通知するものとする。

(利用登録の有効期間及び登録の更新)

第5条 利用登録の有効期間は、登録証を交付した日から交付した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 利用登録の有効期間満了後、引き続き利用登録を受けようとする者は、期間満了に係る登録証を教育委員会に提出し、利用登録の更新を受けることができる。
- 3 前項の規定による利用登録の更新については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(利用登録の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により利用登録を受けたとき。
- (2) 第3条第1項又は第2項に規定するものでなくなつたとき。
- (3) その他利用登録を不相当と認める事由があるとき。

(利用の申込み)

第7条 開放校を利用しようとする者は、利用期日の属する月の前月1日から20日までに学校体育施設利用申込書(第5号様式)を利用しようとする開放校を経由して教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合で特に教育長が認めたときは、同項に規定する期限後においても、同項の規定による申込書の提出をすることができる。

(利用の承認等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるものには、学校体育施設利用承認書(第6号様式)を交付するものとする。

- 2 教育委員会は、開放校の利用を承認するに当たり、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(江陽中学校運動場等の利用申込み等)

第8条の2 前2条の規定にかかわらず、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例第3条の規定による学校運動場夜間照明施設の利用承認を受けた者は、前2条の規定により江陽中学校運動場、太洋中学校運動場、浜岳中学校運動場、金目中学校運動場、大住中学校運動場、旭小学校運動場、八幡小学校運動場、真土小学校運動場又は横内小学校運動場の利用を申し込み、その利用承認を受けたものとみなす。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、開放校の利用を承認することができない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利又は宣伝を目的とするとき。
- (3) 利用上の責任者が不明確で善良なる利用が行われないと判断されるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。

- (5) その他学校教育上又は管理上支障があると認められるとき又は利用が不相当と認められるとき。

(遵守事項)

第10条 開放校を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に利用し、又は利用を承認された学校体育施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他器具等を施設外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (5) 学校の職員、管理指導員その他関係職員の指示に従うこと。
- (6) その他学校管理上不適当な行為をしないこと。

(利用取消しの届出)

第11条 開放校の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用を取り消そうとする場合には、速やかに当該開放校を経由して、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(利用の取消し等)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、開放校の利用条件を変更し、利用承認を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、これらの処分によつて生じた損害に対しては、本市は、その責任を負わない。

- (1) 第8条第2項の規定により付けた利用条件に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第10条又は前条の規定に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事由により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) この規則に基づく申込み又は届出等に虚偽又は不正があつたとき。

(事故の届出及び損害賠償)

第13条 利用者は、開放校の利用に当たり学校体育施設に毀損又は亡失が生じたときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出るとともに、これを原形に復し、又はその指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(利用後の点検等)

第14条 利用者は、学校体育施設の利用を終了したときは、管理上必要な処理をした後、直ちに学校の職員又は管理指導員にその旨を告げ、必要によりその点検を受けなければならない。

(管理指導員)

第15条 学校体育施設の開放が適正かつ円滑に行われるように必要に応じて管理指導員を置く。

(管理責任)

第16条 学校体育施設の開放は、教育委員会の管理及び責任においてこれを行うものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学校体育施設の開放について必要な事項は、別に定める。

付則省略

附則省略

別表(第2条関係)

開放校一覧表

学校名(小学校)	開放体育施設	学校名(中学校)	開放体育施設
崇善小学校	体育館	江陽中学校	運動場・体育館
港小学校	体育館	太洋中学校	運動場・体育館
松原小学校	運動場・体育館	春日野中学校	運動場・体育館・柔剣道場
富士見小学校	体育館	浜岳中学校	運動場・体育館・柔剣道場
花水小学校	運動場・体育館・体育室	大野中学校	体育館・柔剣道場
なでしこ小学校	運動場・体育館	中原中学校	運動場・体育館
旭小学校	運動場・体育館	神明中学校	体育館
勝原小学校	運動場・体育館	神田中学校	運動場・体育館
松延小学校	体育館	横内中学校	運動場・体育館
山下小学校	運動場・体育館	土沢中学校	体育館
大野小学校	体育館	金旭中学校	運動場・体育館
八幡小学校	運動場・体育館	山城中学校	体育館
真土小学校	運動場・体育館	旭陵中学校	運動場・体育館・クラブハウス
中原小学校	体育館	金目中学校 (五領ヶ台分校を除く)	運動場・体育館
松が丘小学校	運動場・体育館	大住中学校	運動場・体育館
南原小学校	体育館		
大原小学校	運動場・体育館		
豊田小学校	運動場・体育館		
神田小学校	運動場・体育館		
相模小学校	運動場・体育館		
横内小学校	運動場・体育館		
城島小学校	運動場・体育館		
岡崎小学校	運動場・体育館		
金田小学校	運動場・体育館		
土屋小学校	運動場・体育館		
吉沢小学校	運動場・体育館・クラブハウス		
金目小学校 (五領ヶ台分校を除く)	運動場・体育館		
みずほ小学校	運動場・体育館		

第 1 号様式(第 4 条関係)

学校体育施設開放利用登録申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市教育委員会

			押 印 欄		
登 録 区 分		☐ 団体登録 ☐ 個人登録			
登 録 者	団 体 名 (団体の場合のみ)				
	所 在 地 (住 所)	電話()			
	代 表 者 氏 名 (氏 名)				
開 放 校 名 (個人の場合のみ)					
利 用 種 目					
会 員 数 (団体の場合のみ)					
利 用 責 任 者	住 所	電話()			
	氏 名				
処 理 欄	決 定 区 分	☐ 登録する。 ☐ 登録しない。			
	登 録 し な い 理 由				
	利 用 条 件				
	受付年月日 ・ ・	決裁年月日 ・ ・	登録年月日 ・ ・	登録証交付 ・ ・	登録番号

※ 太線の枠の中だけ記入してください。

第2号様式(第4条関係)

学校体育施設開放利用登録簿(団体登録)

登録 番号	登 録 年月日	登録団体名及び 代表者氏名	所 在 地 (TEL)	利用責任者氏名 及び住所連絡先 (TEL)	利 用 種 目

第3号様式(第4条、第5条関係)

年度

学校体育施設開放利用登録証

登 録 番 号	
団 体 名	
所 在 地 (住 所)	平塚市
代 表 者 氏 名 (氏 名)	
有 効 期 限	年 月 日まで

年 月 日

平塚市教育委員会



第4号様式(第4条関係)

学校体育施設開放利用登録通知書

(宛先)

年 月 日

平塚市立

学校長

平塚市教育委員会

印

[illegible]

第5号様式(第7条関係)

学校体育施設利用申込書

(提出先)

年 月 日

平塚市教育委員会

				押 印 欄	
登 録 番 号					
団 体 名 (団体の場合のみ)					
所 在 地 (住 所)		電話()			
代 表 者 氏 名 (氏 名)					
利用開放校名		利用施設 ☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 体育室 ☐ 柔剣道場 ☐ クラブハウス			
利 用 人 員					
利 用 目 的					
利 用 希 望 日 時	月 日 曜	時 間		活 動 内 容	備 考
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
利 用 責 任 者	住 所	電話()			
	氏 名				
受付年月日 ・ ・		決裁年月日 ・ ・		施行年月日 ・ ・ 完結年月日 ・ ・	
		受付番号			

※ 代表者は、登録証を添えて提出すること。

学校体育施設利用承認書

年 月 日

平塚市教育委員会

印

登 録 番 号					
団 体 名 (団体の場合のみ)					
所 在 地 (住 所)		電話()			
代 表 者 氏 名 (氏 名)					
利用開放校名		利用施設 ☐ 運動場 ☐ 体育館 ☐ 体育室 ☐ 柔剣道場 ☐ クラブハウス			
利 用 人 員					
利 用 目 的					
利 用 希 望 日 時	月 日 曜	時 間		活 動 内 容	備 考
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
	・ ・	午 前後 : ~午 前後 :			
利 用 責 任 者	住 所	電話()			
	氏 名				
					受付番号

平塚市小学校プール開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の心身の健全な育成と体力の向上を図るため小学校のプールを開放することについて、必要な事項を定める。

(開放施設)

第2条 開放する施設は、別表に掲げる小学校のプールとする。

(管理運営)

第3条 小学校プール開放の管理運営は、業者委託とする。

(利用者)

第4条 利用できる者は、各小学校区の児童とし、保護者の責において利用することとする

ただし、特別な事情があると認める場合はこの限りではない。

2 小学3年生以下の児童については、安全確保のため保護者がプール槽内まで付き添うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が認める者については、この限りではない。

(利用定員)

第5条 利用定員は、1回につき150名以内とする。但し、児童の安全確保に支障がある場合は別途定員を定めることができる。

(開放日)

第6条 開放する日は、1校当たり、7月21日から8月5日までのうちの土日祝日を除く3日とする。

ただし、特別な事情があると認める場合はこの限りではない。

(開放時間)

第7条 開放する時間は、午前9時から11時30分、午後1時から3時30分とする。

(利用回数)

第8条 利用する回数は、午前あるいは午後のいずれか1回とする。

(利用申込)

第9条 利用を希望する者は、利用当日利用者受付簿に必要な事項を記入または所定の方法により利用するものとする。

2 健康管理上不適当と認められる者については、学校水泳参加基準に基づいてプールの利用を禁ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

2 平塚市小学校プール開放事業実施要綱（昭和55年4月1日）は廃止する。

(中略)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（開放施設）

崇善小学校	金目小学校
港小学校	横内小学校
松原小学校	八幡小学校
富士見小学校	南原小学校
花水小学校	松が丘小学校
大野小学校	相模小学校
中原小学校	なでしこ小学校
豊田小学校	勝原小学校
神田小学校	松延小学校
岡崎小学校	みずほ小学校
金田小学校	山下小学校
土屋小学校	大原小学校

○平塚市スポーツ推進審議会条例

平成 23 年 12 月 20 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、本市にスポーツ推進審議会を設置する。

(名称)

第 2 条 前条のスポーツ推進審議会の名称は、平塚市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員の定数)

第 4 条 審議会は、15 人以内の審議会委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任命)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第 6 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

- 2 委員に欠員を生じたときは、後任者を任命することができる。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の平塚市スポーツ振興審議会設置条例第5条の規定により任命されている平塚市スポーツ振興審議会の委員は、この条例の施行の日に、改正後の平塚市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により平塚市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第6条の規定にかかわらず、同日における平塚市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○平塚市スポーツ推進審議会規則

平成24年1月26日

教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第20号）第7条の規定に基づき、平塚市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会の会議は、必要により会長が招集する。

(定足数)

第4条 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(表決)

第5条 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平塚市スポーツ推進審議会委員名簿

【令和 6. 7. 1～令和 8. 6. 30】

氏 名	摘 要
陶山 正明	学識経験者 港スポーツクラブ
吉原 さちえ	学識経験者 東海大学
中田 勉	スポーツ団体 平塚市スポーツ協会
板東 誠二	スポーツ団体 平塚市体育振興連絡協議会
傳田 實	スポーツ団体 平塚市スポーツ推進委員連絡協議会
鈴木 登喜雄	スポーツ団体 平塚レクリエーション連盟
高橋 篤	スポーツ団体 平塚市スポーツクラブ連合
松本 靖史	公共的団体 神奈川県立高等学校平塚・秦野地区校長会
細川 正義 ※	公共的団体 平塚市中学校体育連盟
畔柳 豪	スポーツ団体 NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ
今村 佳広	公共的団体 平塚商工会議所
石田 有信	公共的団体 公益財団法人平塚市まちづくり財団
小林 みゆき	スポーツ団体 平塚市健康推進員連絡協議会
岩井 美由紀	公共的団体 一般社団法人平塚市観光協会
古尾谷 香苗	市民公募

※任期は、令和 7. 7. 1～令和 8. 6. 30

○平塚市スポーツ推進委員に関する規則

平成24年2月16日

教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進のため、次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 スポーツ推進委員が分担する地域その他前項各号に掲げる職務の遂行に当たって必要な事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、100人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 スポーツ推進委員に欠員を生じたときは、後任者を委嘱することができる。
- 3 前項のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研修)

第5条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

令和8・9年度平塚市スポーツ推進委員協議会名簿

地 区 (小学校区)	氏 名	性別		地 区 (小学校区)	氏 名	性別		地 区 (小学校区)	氏 名	性別
崇 善 (崇善小)	山 口 聖	男		豊 田 (豊田小)	佐 藤 直 人	男		松が丘 (松が丘小)	山 脇 克 義	男
	成 瀬 伸 一	男			鈴 木 健 司	男			水 野 高 志	男
	板 垣 達 也	男	*		原 正 人	男	*		蔭 山 みつよ	女
港 (港小)	江 藤 清	男		金 田 (金田小)	尾 崎 安 昭	男		旭 南 (勝原小)	吉 川 竜 海	男
	清 水 裕 一	男			畠 中 直 人	男			杉 田 吉 則	男
	佐 藤 真理子	女			田 中 潤	男			木 代 崇	男
花 水 (花水小)	中 山 正 彦	男		城 島 (城島小)	杉 山 優 行	男		旭 南 (山下小)	岩 崎 高一郎	男
	倉 井 幸 子	女			土 屋 裕 一	男			杉 浦 康 博	男
	柳 田 裕 子	女			山 梨 亜 紀	女	*		鈴 木 敏 幸	男
松 原 (松原小)	新 井 十三夫	男		土 屋 (土屋小)	田 中 寛 嗣	男		旭 北 (旭小)	川 口 剛 司	男
	津 田 耕 史	男			大 友 直 規	男	*		山 田 淳 美	女
	廣 瀬 誠	男			鈴 木 美 幸	女	*			
富士見 (富士見小)	今 井 利 正	男		吉 沢 (吉沢小)	三 觥 清 教	男		旭 北 (松延小)	佐 藤 啓 子	女
	高 岡 智 栄	女			二 宮 雄 治	男	*		上 利 一 枝	女
	大 山 和 利	男			菅 原 美 奈	女	*		川 瀬 健 司	男
神 田 (神田小)	鳥 海 三 郎	男		南 原 (南原小)	市 川 航	男		大 神 (相模小)	樋 口 英 光	男
	田 中 公 一	男			熊 澤 啓	男			竹 之 内 力	男
	山 本 博 俊	男	*		齋 藤 友 子	女			松 尾 昭 宏	男
岡 崎 (岡崎小)	市 川 広 行	男		横 内 (横内小)	府 川 弘	男		教育委員会	傳 田 實	男
	水 上 隆 行	男			山 我 文 子	女			石 川 行 子	女
	飯 塚 幹	男							土 田 英 忠	男
金 目 (金目小)	曾 我 雅 弘	男		なでしこ (なでしこ小)	大久保慎一郎	男			田 邊 克 司	男
	青 谷 智 巳	男			山 本 一 幸	男			山 田 和 子	女
	鈴 木 功	男			中 川 早 苗	女			貝 瀬 清 一	男
金 目 (みずほ小)	伊 藤 喜 美 雄	男		真 土 (真土小)	荻 山 薫	女	*		庭 月 野 義 行	男
	三 田 芳 雄	男			叶 野 吉 彦	男	*		長 尾 共 清	男
	市 川 光 春	男			大 塚 高 史	男	*		山 口 弘 子	女
中 原 (中原小)	梅 本 陽 介	男		四之宮 (大野小)	山 地 礼 子	女			久 吉 佳 子	女
	金 子 栄 治	男			榎 清 則	男				
	小 林 和 彦	男								
中 原 (大原小)	高 橋 千 寿	女		八 幡 (八幡小)	佐 藤 昭 四 郎	男				
	秋 山 将 崇	男			杉 山 行 正	男				
	大 木 康 史	男	*		内 藤 綾 子	女				

選 出 内 訳		新 任	再 任	合 計
	男 性	8	61	69
	女 性	4	18	22
	合 計	12	79	91

